

感染症による「保育園登園停止期間の基準」について

保育園においては、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子ども達へうつすおそれがありますので、登園を遠慮していただいております。医師の診断及び治療を受けられ、病気が軽快し他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より「登園許可証明書」に記入してもらい保育園へ提出してください。

区分	病名	登園停止期間の基準
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌（O-157、O-26）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第3種 その他	溶連菌感染症 手足口病 感染性胃腸炎（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルスの疑い） ヘルパンギーナ RSウイルス マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹（とびひ） 伝染性紅班（りんご病） 帯状疱疹 突発性発疹 など	医師の判断による

※第3種その他の感染症について

- ・一定の出席停止基準は設けられていませんが発生や流行の動向によっては医師による登園許可の判断が必要となる場合があります。
- ・登園停止の必要のない疾患であっても診断は必要です。受診後、保育園に伝えてください。
- ・就学前の乳幼児においては、まれに合併症をひきおこし重症化する場合があります。これらの病気にかかった時に「登園許可証明書」をお渡ししますが、登園する時に「提出が必要か、否か」については医師の指示に従ってください。

☆上記基準は、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン 2012年改訂版」に準じています。